◇**関税定率法等の一部を改正する法律**（法律第九号）（財務省）

1　個別品目の関税率の見直し

ルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設し、改正前の関税率を維持することとした。（関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第二関係）

2　輸入手続の利便性向上

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和することとした。（関税法第九条の二関係）

3　重加算税制度の見直し

仮装・隠蔽に基づく更正の請求について、関税の重加算税の対象に追加することとした。（関税法第一二条の四関係）

4　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　令和六年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げることとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三、第七条の四及び別表第一等関係）

㈡　令和六年三月三一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、適用期限を三年延長することとした。（関税暫定措置法第一四条関係）

㈢　ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を撤廃することとした。（関税暫定措置法別表第一関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律**（法律第一〇号）（こども家庭庁）

1　定義

この法律において「令和六年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和六年度の予算における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいうこととした。（第一条関係）

2　差押禁止等

㈠　権利の差押え等の禁止

令和六年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第二条第一項関係）

㈡　金銭等の差押えの禁止

令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができないこととした。（第二条第二項関係）

3　非課税

租税その他の公課は、令和六年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこととした。（第三条関係）

4　施行期日等

㈠　経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和六年度出産・子育て応援給付金についても適用することとした。ただし、2の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととした。（附則第二項関係）

㈡　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法**（法律第一一号）（外務省）

1　令和九年に開催される二〇二七年国際園芸博覧会に関し、国際博覧会条約第一二条の規定に基づく政府委員として、外務省に「二〇二七年国際園芸博覧会政府委員」を置くこととした。（第二条関係）

2　委員は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とすることとした。（第二条関係）

3　委員は、二〇二七年国際園芸博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とすることとした。（第三条関係）

4　関係府省の長は、委員の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとることとした。（第四条関係）

5　委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行うこととした。（第五条関係）

6　委員の俸給月額は、一一七万八、〇〇〇円とすることとした。（第六条関係）

7　この法律は、令和六年四月一日から施行し、二〇二七年国際園芸博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日に効力を失うこととした。

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令及び在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一三四号）（外務省）

一　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部改正関係

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

二　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正関係

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、同法律の規定を引用する規定を改正することとした。

三　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**地方財政法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一三五号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一五条関係）

二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務を定める規定等について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

三　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係

早期健全化基準及び財政再生基準の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（第一三条並びに附則第四条及び第五条関係）

四　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**地方税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三六号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除について、同年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合を定めることとした。（附則第四条の一〇関係）

㈡　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、特定株式の譲渡等の範囲を明確化することとした。（附則第一八条の六関係）

2　事業税

㈠　事業税の課税標準の算定上、社会保険診療の所得計算の特例措置が講じられる中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護支援給付のための介護の範囲から、旧生活保護法の規定に基づく一定の介護を除外することとした。（第二一条の八関係）